

第 1 回定例会議事日程（第 5 号）

- | | | |
|------|--------------|--|
| 第 1 | 議案第 7 号 | いちき串木野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について |
| 第 2 | 議案第 8 号 | いちき串木野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第 9 号 | いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 第 4 | 議案第 10 号 | いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第 11 号 | いちき串木野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 12 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 第 7 | 議案第 13 号 | いちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 第 8 | 議案第 14 号 | 市道の認定について |
| 第 9 | 議案第 15 号 | 市営住宅の明渡し等請求の訴えの提起について |
| 第 10 | 予算議案第 1 号 | 令和 8 年度いちき串木野市一般会計予算 |
| 第 11 | 国特予算議案第 1 号 | 令和 8 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算 |
| 第 12 | 介特予算議案第 1 号 | 令和 8 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算 |
| 第 13 | 後特予算議案第 1 号 | 令和 8 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 14 | 水道予算議案第 1 号 | 令和 8 年度いちき串木野市水道事業会計予算 |
| 第 15 | 下水道予算議案第 1 号 | 令和 8 年度いちき串木野市下水道事業会計予算 |
| 第 16 | 議案第 16 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第 17 | 議案第 17 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第 18 | 閉会中の継続審査について | |
| 第 19 | 閉会中の継続調査について | |
| 第 20 | 議員派遣について | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第5号（3月27日）（金曜）

出席議員 13名

1番	西	美香君	9番	東	育代君
3番	福山	修司郎君	10番	濱田	尚君
4番	奥吉	拓郎君	11番	竹之内	勉君
5番	竹中	ひかり君	12番	原口	政敏君
6番	西田	憲智君	13番	福田	清宏君
7番	吉留	良三君	14番	松崎	幹夫君
8番	江口	祥子君			

欠席議員 1名

2番	二井谷	友希君
----	-----	-----

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神 蘭 敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	任	宮之原 聖君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	企画政策課長	山崎達治君
副市	長	出水喜三彦君	財政課長	神 蘭 正樹君
教 育	長	相良一洋君	教育総務課長	吉永康彦君
総 務 課	長	長畑正博君	消 防 長	上 夷 征史君

令和 8 年 3 月 27 日 午前 10 時 00 分開議

△開 議

○議長（松崎幹夫君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（松崎幹夫君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった令和 7 年度 12 月分、1 月分の例月出納検査の結果及び監査報告第 11 号、12 号をお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった令和 7 年度教育委員会事務事業点検・評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第 1 ～ 日程第 15

議案第 7 号～下水道予算議案第
1 号一括上程

○議長（松崎幹夫君） それでは、日程第 1、議案第 7 号から日程第 15、下水道予算議案第 1 号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

〔総務厚生委員長 東 育代君登壇〕

○総務厚生委員長（東 育代君） 私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案 7 件であります。

去る 3 月 10 日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第 7 号いちき串木野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について規定するため、条例を制定しようとするものであります。

説明によりますと、子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業を実施する事業者は、市が国の基準府令に従い、または参酌し定めた条例の基

準により、乳児等通園支援を提供しなければならないことになっており、市が定める条例の基準を満たしていることが、確認できた事業者は、特定乳児等通園支援事業者として、乳児等支援給付費が支給されることになっているとのことであります。

審査の中で、第 23 条の平等に取り扱う原則と第 24 条の虐待の禁止について、具体的な防止策はあるのかと質したところ、保育所、認定こども園等で実施している虐待等に関わる研修や園外での研修を通じて認識を深めていくほか、市が行う指導監査等を通じて周知徹底を図っていくとの答弁であります。

また、利用申込みの流れについて質したところ、希望者がシステムを通じて利用申請を行った後、市が審査を行い、認定書が交付される。その後、希望者と利用を希望する施設との間で、事前面談を実施し利用開始となるとの答弁であります。

そのほか、委員から健診など様々な機会を捉えて周知を行い、事前面談まで済ませておけば、利用したいときすぐに利用できる旨も含めて周知すべきとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号いちき串木野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分をしようとする場合の聴聞及び弁明の機会の付与に係る通知方法について改正しようとするものであります。

説明によりますと、不利益処分の名宛人の所在が不明な場合の聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達の方法について、現在は串木野庁舎と市来庁舎の前にある 2 か所の掲示板に書面掲示のみであるが、改正後はインターネットによる公表を行うとともに、従来の書面掲示または事務所に設置したパソコン画面での掲示を行うことで、利用者の利便性やデジタルデバインドにも配慮することとしているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 9 号いちき串木野市消防団員等公務

災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及びその扶養に係る加算額を改定しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、簡易サウナ設備に係る設置要件等を整備するため改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号いちき串木野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関係規定を整備しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、辺地事業として土川、下山、平山、小ヶ倉外5地区の辺地に係る公共的施設の整備事業を実施するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、同施設の総合整備計画を策定するため、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、現行の辺地に係る公共的施設の総合整備計画が5年間の期間満了となるため、今回新たに令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定する。現行の計画は7地区策定しているが、土川辺地が人口要件を満たさなくなったため、下山、平山、小ヶ倉辺地と合わせて計画策定し、合計6地区の計画で事業費総額は3億3,200万円を想

定しているとのことであります。

審査の中で、現行の計画に記載された事業は、全部予定どおり完成したのかと質したところ、計画の中で想定していた事業については、全ては実施していない。この辺地計画で計画している事業には辺地債を充当できるが、市内全体のほかの事業もある中で、優先度や必要性等を考えながら、予算編成の中で実施事業を検討しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号いちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、令和3年12月に過疎地域持続的発展計画を策定し、この計画が令和7年度末で終期を迎えるため、特別措置法に基づき、令和8年度から12年度までの新たな5か年の計画を策定する。この計画に掲載した事業には、充当率が100%、交付税措置率70%の過疎対策事業債が活用でき、今回の計画には活用の可能性がある163事業を掲載しているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（松崎幹夫君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第7号いちき串木野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号いちき串木野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号いちき串木野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第13号いちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） 私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案2件、継続の陳情1件の計3件であります。

去る3月12日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第14号市道の認定についてであります。

本案は、野元地区に新設した野元4号線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、路線の起点を市道野元中央線、終点を野元墓地側の市道松山線とし、延長126メートル、平均幅員4.5メートルを市道認定するとのこととあります。

審査の中で、市道認定した場合の交付税措置額について質したところ、交付税は市道1キロメートル当たり約60万円と試算しているため126メートルで約7万5,000円と見込んでいるとの答弁であります。

また、この位置に道路を新設した目的について質したところ、道路網率が低い地区であり、乗用車等が通れないなどの状況であったことから、道路環境整備を含め地元からの要望や野元墓地に行く路線などの需要を考慮し、必要な路線として整備したとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号市営住宅の明渡し等請求の訴えの提起についてであります。

本案は、市営住宅入居者の死亡後、相続人が明渡し等に応じないことから、市営住宅の明渡し等請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、令和6年9月に入居者が死亡したことに伴い、市営住宅からの退去を含めた相続の手続について、相続人の間で相続内容に同意が得られないことから、市営住宅の明渡しが進まない状況である。令和7年8月から、住宅の明渡しについて通知してきたが、書類の受取拒否など誠意が見られないことから、今回、明渡し等訴訟を提起する。訴えの相手方は、死亡した入居者の相続人5人、訴

えにより求める内容は、市営住宅の明渡し、滞納家賃の支払い及び訴訟費用の負担とのことであります。

審査の中で、家賃滞納額と訴訟費用について質したところ、家賃滞納額は、令和8年1月末現在で4万6,400円。弁護士費用は、顧問弁護士への委託料として53万円を当初予算に計上してあるとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（松崎幹夫君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第14号市道の認定について、討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第15号市営住宅の明渡し等請求の訴えの提起について、討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

[予算審査特別委員長西田憲智君登壇]

○予算審査特別委員長（西田憲智君） 私ども予算審査特別委員会に付託されました案件は、一般会計予算議案1件及び特別会計予算議案3件、並びに企業会計予算議案2件の計6件であります。

去る3月9日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月16日から18日の3日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお審査に先立ち、現地調査を実施したところであります。

最初に、予算議案第1号令和8年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ187億400万円とするものであります。これは、前年度当初予算と比較すると1億7,900万円、約0.9%の減となります。

第2条で債務負担行為の事項、期間及び限度額、第3条で地方債の起債の目的及び限度額等、第4条で一時借入金の最高額、第5条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

令和8年度当初予算は、引き続き「学校給食費」、「子ども医療費」、「保育料」の3つの無償化や定住促進補助金などに取り組むほか、長崎鼻公園再整備事業による子育て環境の整備や洋上風力発電調査検討事業など、未来につながる投資の推進に向けた事業及び施策が盛り込まれております。

歳入においては、市税及び地方交付税、県支出金は増収を見込み、市債は、中学校再編に伴う串木野中学校施設改修事業などの終了により減となっております。

歳出においては、人件費や扶助費が増加傾向にあり、普通建設事業費は、防災行政無線施設整備事業などの終了により減少しておりますが、長崎鼻公園再整備事業などを行うため、過疎対策事業債等の市債を発行するとともに、財政調整基金等からの繰入れを行い、予算が編成されております。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1款市税30億2,172万4,000円は、前年度に対し7,924万7,000円、2.7%の増であり、個人市民税においては、賃上げ等による給与所得者の収入増を見込んだことなどが主なる要因であります。

次に、7款地方消費税交付金は、前年度比5,236万8,000円増の、7億4,456万円の計上であります。

9款地方特例交付金は、自動車税の環境性能割廃止予定による自動車税減収補填特例交付金等の減収補填に伴い、前年度比2,201万1,000円、103%増の4,337万2,000円の計上であります。

審査の中で、いわゆる103万円の壁の引上げ等の税制改正による個人市民税の税収減に対し、国から地方特例交付金として補填されるのかと質したところ、現在のところ、国からは補填されない見込みである。物価が高騰する中での税制改正であり、国民のために致し方ない面もあるが、地方に多大な影響を及ぼすものであることから、国に対して市長会等を通じ、地方消費税の減収分等の補填も含めて、安定的な財源の確保を訴えていきたいとの答弁であります。

10款地方交付税は、前年度比1億円増の52億5,000万円の計上で、内訳は、普通交付税が46億5,000万円、特別交付税が6億円であります。

17款寄附金のふるさと納税寄附金は、前年度と同額の20億円の計上であります。

説明によりますと、ふるさと納税については、制度の厳格化、返礼品仕入れ価格の高騰や他自治体との競合など厳しい状況にあるが、寄附者のニーズに応えるべく、魅力ある返礼品開発を行い、寄附額の増に努めていきたいとのことであります。

18款繰入金の基金繰入金は、18億4,798万5,000円で、前年度比8,160万4,000円の増であります。増の主なるものは、公共施設整備等基金繰入金7,620万円の計上で、相撲競技場の解体工事や串木野庁舎東別館改築の実施設計に充当するためのものであります。

そのほか、財政調整基金から、前年度比2,000万円増の3億6,000万円を繰入れ、予算が編成されております。

令和8年度末の基金残高見込みは、財政調整基金

が14億9,818万1,000円、市債管理基金が23億8,885万6,000円、その他特定目的基金を含めた合計では77億8,338万1,000円となり、令和7年度末と比較して7億6,141万1,000円の減となる見通しとのことであります。

21款市債9億4,740万円は、前年度比6億1,280万円の減であります。防災行政無線施設整備等に係る消防防災情報通信施設整備事業の3億7,120万円の減などが主なる要因であります。

令和8年度末の市債残高は、令和7年度末残高見込みに比べ7億7,933万7,000円減の149億5,104万6,000円、交付税措置率が62.8%と見込んでいるとのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費についてであります。交流機能付きお試し住宅事業や申請管理システム導入事業、公共施設等適正管理事業などの新規事業のほか、市民や外国人等を対象に意識調査を行い、新たな多文化共生推進プランを策定する多文化共生推進事業などが計上されております。

審査の中で、チャレンジなまち推進事業について、座学やフィールドワークの受講により能力を高めた人材が市外へ流出しないよう、ハローワークと連携していくことが必要ではないかと質したところ、これまで商工会議所の方々に中間報告会や最終報告会、交流会に参加していただくなど、受講後のつながりを持てるよう取り組んできている。ハローワークについては、現時点では、細かい連携は取っていないところであり、今後のつながりについて検討していきたいとの答弁であります。

次に、3款民生費についてであります。新規事業として、集いの場買物支援助成事業、乳児等通園支援事業など、既存事業として、民生委員児童委員協議会補助金のほか、保育士等就業支援事業などが、事業内容を変更して計上されております。

審査の中で、保育補助者雇上強化事業について、最終的なゴールは、資格取得をして保育士になってもらうことであるが、短期間で成果が出るものではない中、この事業に対する評価をどのように行うのかと質したところ、この事業実施に当たっては、実

施計画書を提出していただくこととしている。本事業による保育補助者等の業務及び保育士の業務改善が軽減される内容、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組、保育補助者の資格取得に向けた支援の取組等を計画として出していただき、事業が終わった際に、実績報告により確認するとの答弁であります。

次に、4款衛生費についてであります。新規事業として、妊婦のための出産応援プラス事業や医療機器整備事業費補助金など、既存事業として、対象者が拡大された健康診査事業や子ども医療費給付事業、また、今回新たに小児用インフルエンザ等に対する任意予防接種費用の助成を含めた予防接種事業などが計上されております。

審査の中で、海岸漂着物等地域対策事業について、7月に実施している海岸クリーン作戦の参加者が年々減少している。地域の海岸への関心が薄くなり、ボランティアに心を寄せる方が少なくなっている現状であり、周知に取り組んでいくべきではないかと質したところ、数年前から各学校に対して、個別に海岸クリーン作戦への参加を依頼しており、昨年7月は、スポーツ少年団の方々に参加していただいた。今後も引き続き各団体や学校等に対して参加を呼びかけていきたいとの答弁であります。

次に、6款農林水産業費についてであります。新規事業として、新規就農者誘致環境整備事業やスマート捕獲等普及加速化事業など、既存事業として、沿岸漁業活性化推進事業補助金などが事業内容を充実させ計上されております。

審査の中で、新規就農者誘致環境整備事業について、地域おこし協力隊の制度を活用し、柑橘農家の育成、継承を目的としているが、補助金等が終了することで生計を立てられなくなり、農業をやめていく人もいる。後継者として本市で就農してもらうためには、就農に対する強い意思があるかどうかの見極めが重要ではないかと質したところ、まずは夏頃に2泊3日で本市の概要や制度を理解していただく機会を設け、冬頃に1か月から2か月インターンとして、収穫作業や選果作業を経験してもらう計画である。実際の作業を通し、農家の生計を理解してい

ただいた上で、応募者と面談等を行い判断するとの答弁であります。

次に、7款商工費についてであります。洋上風力発電調査検討事業や総合イベント助成事業補助金、薩摩藩英国留学生記念館管理費のほか、新規事業として沖ノ浜エリア活用事業や公共ライドシェア事業などが計上されております。

審査の中で、IT企業誘致推進事業について、令和4年度から事業を継続しているが、雇用創出14名、誘致企業1社であり、掛けた費用に対しての効果が少ないように感じるが、事業はまだ継続する予定かと質したところ、IT関係の新たな雇用の場の創出とコワーキングスペースの設置を目的として、令和4年度から始めた事業であり、1階部分のコワーキングスペースは年間で1,400人ほど利用されている一方で、2階部分のIT企業誘致は、目標に届いていない現状である。このため、これまで市外のIT企業を対象としてきたが、令和8年度からは、市内外問わずIT企業以外も対象とするなど、要件を緩和して企業誘致に努めていきたい。また、特に商工業においては、新たに副業人材制度ができるなど、当初描いていた姿とは異なる状況もあり、施設自体の在り方についても検討していきたいとの答弁であります。

また、委員から、中小企業・小規模企業振興基本条例ができたことは、地域経済活性化に向けて大きな一歩だと捉えている。推進会議では幅広く様々な意見を吸い上げながら、着実に実行するとともに、利子補給などは、可能な限り急いで対応してほしいとの意見が述べられております。

次に、8款土木費についてであります。長崎鼻公園再整備事業や都心平江線道路改良事業、大原町・須納瀬線など7路線に係る道路改良特別事業のほか、新規事業として幹線道路照明設置事業、都市公園施設長寿命化事業などが計上されております。

審査の中で、都心平江線道路改良事業について、橋の開通はいつ頃を見込んでいるかと質したところ、現在、護岸工事や排水路工事を進めている段階であり、令和8年度内に開通できるよう工程を組んでいきたいとの答弁であります。また、長崎鼻公園再整

備事業で整備するにぎわい施設について、男性がおむつ替えできるトイレを整備する必要があるのではないかと質したところ、今回の指摘を踏まえて、子ども用トイレを多目的トイレとして位置づけ、男性も使用できるおむつ交換台を設置できるように検討したい。

また、昨年4月に、男女共同参画推進条例を策定したところでもあり、今後、様々な事業を行うに当たっては、ジェンダー平等の視点を持って取り組んでいくという意識を徹底していきたいとの答弁であります。

次に、9款消防費についてであります。地域コミュニティ無線戸別受信機整備事業のほか、新規事業として、防災ハザードマップ作成事業や移動式衛星通信設備整備事業などが計上されております。

審査の中で、防災管理官設置事業について、防災管理官の任用条件や担当業務の内容等について質したところ、防災管理官については、退職した自衛官で国が認定する地域防災マネジャーの資格を有した方としている。災害時は、自衛隊や関係機関との連絡調整、災害復旧支援の統括を行い、平常時は、地域防災計画に基づく避難所や避難経路の確認、自主防災組織の結成や活動の推進に力を入れていただきたいと考えているとの答弁であります。

次に、10款教育費についてであります。薩摩スチューデント奨学プログラム事業や学校給食費無償化事業、串木野中学校の羽島、生福、荒川、旭小学校区の生徒や川上小学校特認校生に係るスクールバス運行、特認校児童送迎費のほか、新規事業として、冠嶽園周辺ビジョン策定事業や市来湊の歴史文化を活かした地域の魅力創出事業などが計上されております。

審査の中で、アドベンチャー事業の実施場所が甕島から変更することに至った経緯について質したところ、平成19年度から、離島という特性を生かした貴重な体験の場として実施してきたが、近年の気候変動による熱中症リスクや天候による交通手段や通信環境が制約される中での災害時の情報収集や連絡手段等を考慮し、子どもたちの安全対策やリスク管理など、運営上の課題が多いことから見直したとの

答弁であります。

次に、12款公債費の18億5,563万7,000円は、前年度と比較して1億248万6,000円の減であります。

以上が歳入歳出の主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号令和8年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,634万2,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、国民健康保険税のほか、県支出金及び繰入金の主なるものであります。歳出においては、保険給付費のほか、国民健康保険事業費納付金主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号令和8年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,637万5,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、介護保険料のほか国庫支出金及び支払基金交付金主なるものであります。歳出においては、保険給付費のほか、地域支援事業費主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号令和8年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億374万円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、後期高齢者医療保険料のほか、保険基盤安定繰入金主なるものであります。歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号令和8年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

令和8年度の業務予定量は、給水戸数1万2,587戸、年間総給水量396万6,000立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、水道料金5億1,954万9,000円及び加入金278万9,000円で、前年度と比較して7,723万円の減であります。

収益的収支の支出の主なるものは、減価償却費2億8,052万3,000円のほか、上水道施設維持点検業務委託料等であります。

資本的収支の収入の主なるものは、水道事業建設企業債2億円のほか、他会計出資金であります。

次に、資本的収支の支出の主なるものは、管路耐震化等事業3億3,250万円のほか、企業債償還元金などであります。

審査の中で、全国的に管路の破裂などの問題が起きているようであるが、本市で危険と思われる場所はないかと質したところ、漏水件数も減少しており、特に危険といった場所はないが、本市における配水管の総延長約480キロメートルのうち、120キロメートルほどが耐用年数を過ぎている。なかなか整備が追いつかない現状であるが、都市建設課の舗装工事と合わせるなど、できるだけ経費を抑えられるようスケジュールを組みながら整備を進めているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下水道予算議案第1号令和8年度いちき串木野市下水道事業会計予算についてであります。

令和8年度の業務予定量は、排水件数6万1,452件、年間総処理量154万6,642立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、下水道使用料2億4,286万円のほか、他会計補助金などあります。

収益的収支の支出の主なるものは、減価償却費2億8,686万円のほか、処理場費などあります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、下水道事業建設企業債 1 億910万円及び他会計出資金などであります。

資本的収支の支出の主なるものは、処理場建設改良費及び企業債償還元金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（松崎幹夫君） これから予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、予算議案第 1 号令和 8 年度いちき串木野市一般会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第 1 号令和 8 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第 1 号令和 8 年度いちき串木

野市介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第 1 号令和 8 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第 1 号令和 8 年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、下水道予算議案第 1 号令和 8 年度いちき串木野市下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16～日程第17

議案第16号～議案第17号一括上
程

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第16、議案第16号及び日程第17、議案第17号を一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号及び議案第17号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である井手迫なみ子氏及び久木野親志氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き両氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎幹夫君） これより質疑に入ります。

まず、議案第16号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認め、これで質

疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第16号及び議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号及び議案第17号については、委員会への付託を省略することに決定しました。これから討論・採決に入ります。

まず、議案第16号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松崎幹夫君） ただいまの出席議員は12人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（松崎幹夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（松崎幹夫君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載ください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1 番 西 美 香 議員
 3 番 福 山 修司郎 議員
 4 番 奥 吉 拓 郎 議員
 5 番 竹 中 ひかり 議員
 6 番 西 田 憲 智 議員
 7 番 吉 留 良 三 議員
 8 番 江 口 祥 子 議員
 9 番 東 育 代 議員
 10 番 濱 田 尚 議員
 11 番 竹之内 勉 議員
 12 番 原 口 政 敏 議員
 13 番 福 田 清 宏 議員

○議長（松崎幹夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松崎幹夫君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に福田清宏議員、西美香議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（松崎幹夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 12票

反対 0票です。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第17号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松崎幹夫君） ただいまの出席議員は12人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（松崎幹夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（松崎幹夫君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載ください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1 番 西 美 香 議員
 3 番 福 山 修司郎 議員
 4 番 奥 吉 拓 郎 議員
 5 番 竹 中 ひかり 議員
 6 番 西 田 憲 智 議員
 7 番 吉 留 良 三 議員
 8 番 江 口 祥 子 議員
 9 番 東 育 代 議員
 10 番 濱 田 尚 議員
 11 番 竹之内 勉 議員
 12 番 原 口 政 敏 議員
 13 番 福 田 清 宏 議員

○議長（松崎幹夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松崎幹夫君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に福山修司郎議員、奥吉拓郎議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（松崎幹夫君） 投票結果を報告します。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 12票

反対 0票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第18 閉会中の継続審査について

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第18、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第20 議員派遣について

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

△市長挨拶

○議長（松崎幹夫君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 3月議会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

去る2月20日に開会されました令和8年第1回市議会定例会が本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決をいただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮し、誠実に対処してまいり所存であります。

さて、令和8年度当初予算等の議決をいただき、いよいよ新年度がスタートいたします。私にとりまして、実質的な2期目の始動であります。人口減少、少子化が急速に進んでいく中で、極めて厳しい市政運営を強いられるものと思っております。

粘り強い少子化対策と未来を創るまちの魅力づくり、これを基本方針として、子育て支援の充実はもとより、今年リニューアルオープンいたします長崎鼻公園のほか、串木野駅周辺再開発、沖ノ浜周辺の利活用、さらには洋上風力発電計画の実現などによって、人の流れと経済の流れを生み出してまいります。

市民の皆様が、誇りと愛着を持って住み続けたいと思えるまち、そして訪れる人にとっても魅力を感じてもらえる存在感のあるまちの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

議員各位の大所高所からの御指導、御助言と市民の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（松崎幹夫君） これで、令和８年第１回い
ちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時13分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件 名 陳情第4号 いちき串木野市荒川地区風力発電事業計画見直しを求める陳情
- 2、理 由 さらに十分審査のため

令和8年3月27日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 松 崎 幹 夫 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|-----|--------------------|
| 事 件 | 1. 人口減少対策について |
| | 2. 防災対策（原発を含む）について |
| | 3. 行財政運営について |
| | 4. 生活環境について |
| | 5. 住民福祉について |
| | 6. 健康増進について |

令和8年3月27日

総務厚生委員会
委員長 東 育 代

いちき串木野市議会
議長 松 崎 幹 夫 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 新エネルギー施策の推進について
 6. 企業誘致について
 7. 教育について
 8. スポーツ・文化の振興について

令和8年3月27日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 松 崎 幹 夫 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会（合同研修）

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 日置市中央公民館
- (3) 派遣期間 令和8年4月21日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 令和8年5月21日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員